

日南町住宅改修助成 対象工事一覧(R8.4.1～)

○助成の対象となる工事

	工事内容	備考
1	増築工事、減築工事	
2	台所、浴室、洗面所又は便所の修繕又は改修工事	給排水衛生設備工事、給湯設備工事、換気設備工事、電気設備工事、ガス設備工事を含む
3	屋根のふき替え工事、塗装工事、防水工事	
4	外壁の張替工事又は塗装工事	
5	部屋の間仕切りの変更工事	
6	床材、内壁材、天井材の張替工事、塗装等の内装工事	
7	床、壁、窓、天井又は屋根の断熱改修工事、防音工事	
8	改修工事に伴うカーテン、カーテンレール、ブラインド、ふすま紙、障子紙、畳の取付、交換など	
9	雨どい等の取替工事又は修繕工事	
10	建具、開口部などの取替工事又は新設工事	
11	耐震改修工事	家具転倒防止器具設置工事を含む
12	バリアフリー改修工事	
13	シロアリ被害による木工事の修繕を伴うシロアリ駆除、シロアリ防止等の処理工事	
14	木質バイオマス熱利用機器(薪ストーブ等)の設置、交換	
15	下表に定める「助成の対象とならない工事」以外の工事	

○助成の対象とならない工事

	工事内容	備考
1	住宅に併設する店舗、事務所等の改修工事	
2	敷地内にある農作業小屋の増改築工事	
3	物置、車庫の改修工事	
4	造園工事(植栽、景石等)、壁面、屋根緑化工事	
5	外構工事(舗装、門、塀、消融雪設備、水路、石垣等)	
6	ウッドデッキ、パーゴラ等の設置工事	
7	カーテン、カーテンレール、ブラインド、ふすま紙、障子紙、畳の取付、交換など	
8	電気製品の購入が主となる工事	暖房・冷房等の建築設備で工事費が1/2以上のものは可
9	取り外しのできる雪囲い工事	
10	解体工事	改修工事に係る解体は可
11	自己施工による工事又は自己で材料購入して行う工事	
12	空き家や別荘の工事	